

新型コロナウイルス関連の減免制度利用を

町では、新型コロナウイルス

ウィルス感染症の影響によって国民健康保険税と介護保険料の納付が困難な人を対象に減免を行います。減免を受けるには、申請が必要

です。各種申請書類は、町のホームページからダウンロードできるほか、電話や郵送で請求できます。申請は、感染症対策のため郵送のみ受け付けます。

◎生計維持者の死亡など

▽対象 新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人

▽減免額 全額

▽申請書類 申請書と死亡届、死亡診断書、医師の診断書など

◎生計維持者の収入減少が見込まれる人など

▽対象 新型コロナウイルス感染症の影響によって、主たる生計維持者の収入が前年に比

べて3割以上減少する見込みの人(事業収入などの所得以外の前年の所得の合計額が400万円を超える人を除く)

▽減免割合 左表の減免額の計算方法から算出

▽申請書類 申請書と令和4年1月1日からの収入などが分かる資料(退職証明書、解雇通知書、事業廃業届、給与証明書、通帳、事業帳簿など)

▽送付先 〒028-1392 山田町八幡町3-20

◆申請先・問い合わせ

▼国民健康保険税：町税務課町民税係(☎82-3111内線111)
▼介護保険料：町長寿福祉課介護保険係(☎82-3111内線134、135)へどうぞ。

【減免額の計算方法】

◆国民健康保険税の場合

減免額＝減免対象額(A×B÷C)×下表の減免割合(D)

- A…世帯の被保険者全員分の国民健康保険税額
- B…世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得額のうち、減少が見込まれる事業収入などの額
- C…世帯主と世帯に属する全ての被保険者の令和3年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

◆介護保険料の場合

減免額＝減免対象額(A×B÷C)×下表の減免割合(D)

- A…被保険者の介護保険料額
- B…世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得額のうち、減少が見込まれる事業収入などの額
- C…世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得額

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免割合(D)
210万円以下	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

国民健康保険税の制度改正

賦課限度額などが変わります

国民健康保険税の制度改正が行われ、皆さんから納付していただく令和4年度の保険税の賦課限度額などが次のとおり変わります。

○介護納付金分を除く賦課限度額引き上げ

医療給付分と後期高齢者支援金等分が下表のとおり引き上げられます。

賦課区分	賦課限度額		
	改正前	改正後	変更額
医療給付費分	63万円	65万円	2万円引き上げ
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	1万円引き上げ
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
合計	99万円	102万円	3万円引き上げ

○未就学児の均等割額の減額

子育て世帯の経済的負担軽減のため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児の保険料が5割減額されます。対象世帯には軽減後の額をお知らせしますので、ご確認ください。

賦課区分	賦課区分	軽減前	軽減後
		7割軽減世帯	
	医療給付費分	6,510円	3,255円
	後期高齢者支援金等分	2,460円	1,230円
	合計	8,970円	4,485円
5割軽減世帯			
	医療給付費分	10,850円	5,425円
	後期高齢者支援金等分	4,100円	2,050円
	合計	14,950円	7,475円
2割軽減世帯			
	医療給付費分	17,360円	8,680円
	後期高齢者支援金等分	6,560円	3,280円
	合計	23,920円	11,960円
軽減のない世帯			
	医療給付費分	21,700円	10,850円
	後期高齢者支援金等分	8,200円	4,100円
	合計	29,900円	14,950円

◆問い合わせ 町税務課町民税係(☎82-3111内線111)へどうぞ。